

生活習慣病予防対策に係る連携協定書

栃木県（以下「甲」という。）と田辺三菱製薬株式会社（以下「乙」という。）は、糖尿病をはじめとした県民の生活習慣病予防対策に関する取組において、相互の協力が可能な分野における連携を推進するため、協定（以下「本協定」という。）を締結する。

協議し解決に努める。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙両者が署名の上、各自その1通を保有する。

令和6（2024）年2月7日

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙が相互に連携・協力して取組を推進することにより、県民の糖尿病をはじめとした生活習慣病の発症、重症化を予防することを目的とする。

甲 栃木県宇都宮市塙田1丁目1番20号

（連携・協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の各号に定める事項を協力して実施するものとする。なお、実施時期、実施方法その他具体的な内容については、甲乙協議して定めるものとする。

栃木県知事

- (1) 県民に対する生活習慣病に係る正しい知識の普及啓発に関する事項
- (2) その他甲及び乙が必要と認める事項

乙 東京都千代田区丸の内1丁目1番地1

田辺三菱製薬株式会社

営業推進統括本部長

（守秘義務）

第3条 甲及び乙は、前条の連携・協力の検討及び実施により知り得た相手方の秘密情報を、相手方の事前の書面による承認を得ずに第三者に開示・漏洩してはならない。

福田 富一
倉垣 康隆

（協定の有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、締結の日から当該年度の末日までとする。

ただし、本協定の有効期間が満了する1か月前までに甲乙いずれからも終了の申出がない場合は、更に1年間有効期限を延長するものとし、以後同様とする。

（協定の見直し及び解除）

第5条 甲又は乙が本協定の変更又は解除を申し出たときは、甲乙協議の上、本協定の変更又は解除を行うものとする。

（疑義の解決）

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関して疑義が生じた場合は、両者誠意を持って